

過疎債

過疎地域指定の市町村が特別に
組める国支援型の優良ローン

Question

過疎対策事業債とはどのような借金なのか、またその仕組みは？

↓ 過疎対策を所管する総務省。福智町は令和2年度で過疎地域指定から外れる想定でしたが、国への陳情を重ねた結果、「激変緩和措置」を受け、令和12年度まで指定継続されています。



「過疎対策事業債」いわゆる「過疎債」は、過疎地域に指定された市町村が過疎計画に基づく事業財源として特別に発行が認められた「地方債」です。その返済額の70%が国からの交付金に上乗せされ、町の実質的負担が30%に抑えられる貴重な財源となっています。「地方債」は家計でいえばローンにあたります。「過疎債」をローンに例えた場合、貯金を取り崩すことなく、目的額の100%にローンを充てることができ、返済額の70%が毎回キャッシュバックされるイメージです。「過疎債」はとても有利なローンですが、希望どおりに借りられるものではなく、国・県の予算配分額や諸条件があり、規模が膨らむほど特別な理由が必要になります。根拠となる「過疎法」は時限立法で10年ごとに制定されており、同法に基づき過疎地域の基準や指定も10年ごとに見直されています。

建設費用



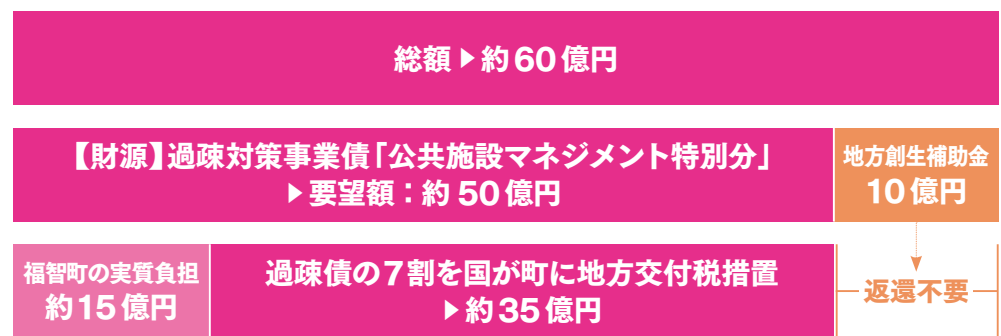
総工費約60億円のうち
町の実質負担15億円へ抑制図る

Question

総合体育館の建設費用に係る財源や町の財政負担は？

総合体育館建設の主な財源は「過疎対策事業債」で、公共施設の集約化を目的として優先措置される「公共施設マネジメント特別分」として充てられるよう、国への要望を継続しているところです。約60億円の経費のうち、地方創生や地域活性化につながる客席、大型ビジョン、トレーニングルームなどの整備に対しては「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の事業に国から採択され、限度額10億円を交付されることが決定しました。この10億円は国からの補助金で返済する必要はありません。残る約50億円に「過疎対策事業債」を充てた場合、返済する70%分が国から交付税措置されるため、実質、町の負担は30%分の約15億円となります。「過疎対策事業債」を借りた場合、100%の割合で借りることができるため、町の基金を取り崩すことなく、財源を確保することができます。この約15億円分は12年間で償還(返済)するため、町の実質負担は、単年度で約1億2,500万円となる計算になります。

●「(仮称)福智町総合体育館」概算予算イメージ



気になる町の財政負担

最小負担で 最大効果を 生むために

集約化でスケールメリットを生む方針の総合体育館建設。現状維持に留まらず地域活性化へとシフトし、財政効率化と地方創生の両立を目指します。



↑「新たな地方創生(第2世代)交付金事業」に、町が申請した「地域活性化の核となる多目的アリーナ建設事業」が内閣府から採択され、4月に交付決定。

●町の実質負担イメージ



維持・運営費

利用料やふるさと納税寄付金を
はじめネーミングライツを予定

Question

建設後の維持費や運営費の財源を
どのように確保していく予定か？

近隣の同等施設を参考にすると、人件費を除いた維持費は、年間2,500万円～3,500万円と見込まれています。維持費や運営費の財源は、利用者による使用料をはじめ、自治体からふるさと納税の寄付金の使い道を具体的にプロジェクト化して示し、それに賛同し、応援していただくことから寄付を募る「クラウドファンディング型ふるさと納税」や「企業版ふるさと納税」、町の公共施設の名称に社名などの愛称を付けることができる「ネーミングライツ」の命名権料などを活用する予定です。

町財政

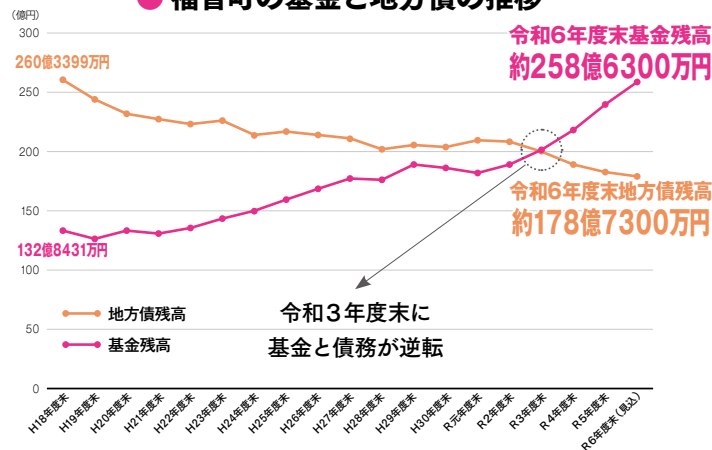
過去最多の基金残高と
過去最小の地方債残高を更新

Question

町の基金(貯金)や地方債(借金)
の残高の状況は大丈夫なのか？

福智町の基金(貯金)の残高は、平成18年度末約132億円でしたが、令和6年度末で258億円を超え(約126億円増加)、過去最多額を更新する見込みです。このうち「ふるさと納税寄付金」の累計基金残高が約88億円以上見込まれており、その中で寄付者から「町長に一任」が使途に指定された寄付分が約50億円となっています。一方、福智町の地方債(借金)残高は、平成18年度末約260億円でしたが、令和6年度末で178億円以下(約81億円減少)となり、過去最少額となる見込みです。この残高返済のうち、国からの特別な措置として福智町に交付される金額を差し引くと、実質の返済額は4割以下になると推計されます。

●福智町の基金と地方債の推移



財源見通し立てた上で
さらなる確保を目指す

内閣府からの「新しい地方経済・生活環境創生交付金」10億円の交付が決定した総合体育館建設に係る財源確保。250億円を超える町の基金(貯金)残高のうち「ふるさと納税寄付金」約88億円の内訳で「町長に一任」が使途指定された寄付分が約50億円あることから、財源の見通しが立った状況となっています。

その上で町は、70%分を国が負担する「過疎対策事業債」を財源に充てられるよう国(総務省)への要望活動を継続しているところです。加えて、さらなる財源確保に向け、「クラウドファンディング型」や「企業版」をはじめとする「ふるさと納税」を持続的に強化していきます。

町の大事業に位置づけられる総合体育館建設の方針では、将来的な財政状況を踏まえ、町の財政負担が極力少なくなるよう最大限努めるとともに、地域活性化につながる付加価値が高められるよう創意工夫し、地方創生に向けて進めていくことを基本姿勢としています。